

さいたま市内保育施設利用児童の
保護者を雇用する事業主 様

就労証明書の記入に関する注意事項について

【就労状況について】

就労実績を確認するため、直近3か月の就労日数を記入していただいておりますが、やむを得ない事情等で規定の就労日と比べて就労実績が不足している場合は、通常と異なる就労日等であった旨を備考欄に記入してください。

なお、現在通常と異なる就労時間等である場合でも、就労証明書の就労日数、就労時間、就労時間帯、就労日欄には通常の就労時間等を記入してください。

「通常の就労日は月20日間であるが、感染症り患等のため令和7年3月の就労実績が月13日となっている場合」の備考欄の記入例

▶ 本人及び家族のインフルエンザり患のため3月4日～12日欠勤。

【就労場所について】

テレワークの導入等により、一時的に通常と異なる場所で就労している場合は、その旨を備考欄に記入してください。その際、就労先の事業所名や住所欄には通常の就労場所を記入してください。

「テレワークを導入し、令和7年1月～4月は在宅勤務であった場合」の備考欄の記入例

▶ 令和7年1月～4月は在宅勤務となります。

【その他の注意点等】

- ・就労証明書様式及び記載要領については、「さいたま市 ホームページ」でダウンロードができます。「さいたま市 ホームページ」URL <https://www.city.saitama.lg.jp/>
- ・育児休業から復職している場合、復職日以降の証明が必要です。育児休業期間及び復職年月日も忘れずに記入してください。
- ・訂正がある場合は訂正部分に二重線を引き、余白に正しい内容を記入してください。修正液等で訂正した場合は無効となります。
- ・鉛筆、消せるボールペン等での記入は無効となります。
- ・就労証明書の内容について保護者に補足資料の提出を求める場合や、支援課から記載担当者様に内容を確認・調査する場合があります。

【問い合わせ先】

さいたま市各区役所支援課児童福祉係

西 区	TEL 048 (620) 2661	桜 区	TEL 048 (856) 6171
北 区	TEL 048 (669) 6061	浦和区	TEL 048 (829) 6139
大宮区	TEL 048 (646) 3061	南 区	TEL 048 (844) 7171
見沼区	TEL 048 (681) 6061	緑 区	TEL 048 (712) 1171
中央区	TEL 048 (840) 6061	岩槻区	TEL 048 (790) 0162



さいたま市 HP

就労証明書はこちらから
ダウンロードができます。